

臨床心理分野専門職大学院
平成 27 年度認証評価報告書

<抜粋>

平成 28(2016)年 3 月 28 日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

はじめに

平成 27 年度における臨床心理分野専門職大学院の認証評価報告

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開しております。平成 21 年 9 月には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、認証評価を実施してまいりました。

平成 27 年度においては、東日本で最初の臨床心理分野専門職大学院である帝京平成大学大学院の第 1 回目の認証評価を実施いたしました。現代社会における心の問題の複雑化、多様化に対応できる高度専門職業人としての臨床心理士を養成する教育課程として、当協会が定める評価基準に適合している結論を得られたことは、誠にご同慶の至りです。

ここに、平成 27 年度認証評価結果をご報告いたします。臨床心理分野専門職大学院の教育活動等が、広く国民の皆様のご理解とご支持が得られることを期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りして、平成 27 年度の認証評価事業にお力添えをいただきました関連委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月 28 日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
専務理事 藤 原 勝 紀

目 次

はじめに	i
目次	ii
I 平成 27(2015)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について	
1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的	1
2 平成 27 年度専門職大学院の認証評価への申請校	1
3 認証評価を担当する組織と体制	2
4 認証評価の経過の概要	4
5 認証評価の結果の概要	5
6 年次報告書	6
7 認証評価の実施体制の整備	6
II 申請大学院に対する認証評価の結果	
帝京平成大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果	
1 認証評価の結果	7
2 総評	7
3 章ごとの評価	8
III 資料	
1 帝京平成大学大学院の現況及び特徴	37
2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱	41
3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則 ..	91
4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程	97
5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程	99
6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程	102
7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程	104
8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則	106

I 平成 27(2015) 年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年 4 月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 年 9 月 4 日付で臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。本協会が実施する認証評価の目的は、次のとおりである。

本協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定すること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

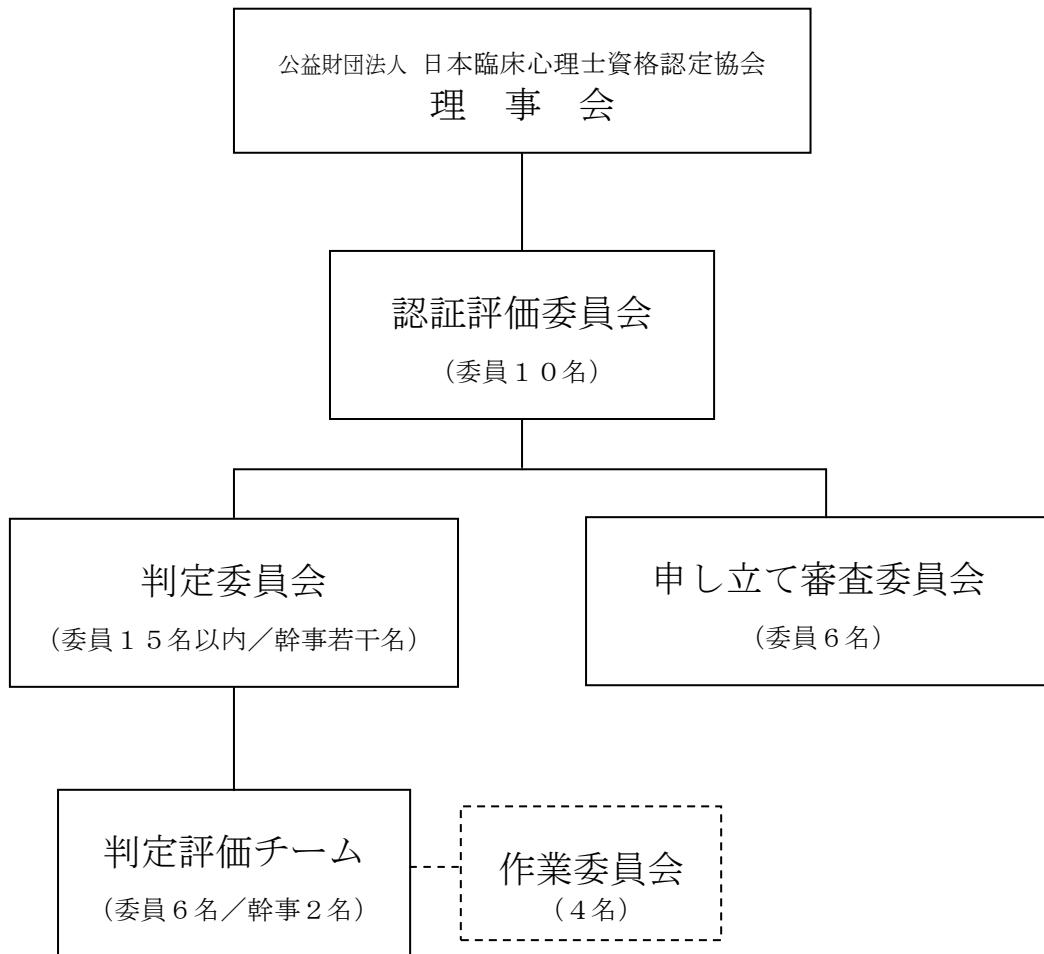
2 平成 27 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 27 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の 1 大学院であった。

私立 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

3 認証評価を担当する組織と体制

本協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



（1）認証評価委員会委員（定数 10 名/現在数 10 名） ◎委員長（1名） ○副委員長（2名）

- ◎藤原 勝紀（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都大学・名誉教授）
○村山 正治（学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授）
○結城 章夫（前国立大学法人山形大学・学長/山形大学・名誉教授）
石川 啓（日本臨床心理士養成大学院協議会・会長/学校法人帝塚山学院・理事長/関西大学・名誉教授）
大塚 義孝（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・顧問/京都女子大学・名誉教授）
久保 千春（九州大学・総長）
鶴 光代（東京福祉大学大学院・教授）
平木 典子（日本家族心理学会・理事/統合的心理療法研究所・所長）
村瀬嘉代子（一般社団法人日本臨床心理士会・会長/大正大学・名誉教授）
中山 康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）

(2) 判定委員会委員（定数 15 名以内/現在数 12 名） ◎委員長（1名） ○副委員長（2名）

- ◎馬場 禮子（中野臨床心理研究室・室長）
○岡本 淳子（立正大学・教授）
○安部 恒久（福岡女学院大学大学院・教授）
伊藤 良子（学習院大学大学院・教授/京都大学・名誉教授）
大野 博之（福岡女学院大学大学院・教授/九州大学・名誉教授）
小川 俊樹（放送大学・教授/筑波大学・名誉教授）
海塚 敏郎（一般社団法人ほたる KAIZUKA チャイルドアカデミー・総合プロデューサー）
倉戸 由紀子（追手門学院大学・名誉教授）
橋 玲子（新潟青陵大学大学院・教授）
田畠 治（名古屋大学・名誉教授）
名取 琢自（京都文教大学・教授）
横山 知行（新潟大学・教授）
幹事
三浦 正江（東京家政大学・教授）
浅田 剛正（新潟青陵大学・准教授）

(3) 申し立て審査委員会委員（定数 6 名/現在数 6 名） ◎委員長（1名） ○副委員長（1名）

- ◎岡堂 哲雄（聖徳大学大学院・教授/文教大学・名誉教授）
○滝口 俊子（放送大学・名誉教授）
乾 吉佑（専修大学・名誉教授）
鶴養 美昭（日本女子大学・教授）
小谷 英文（P A S 心理教育研究所・理事長/国際基督教大学・名誉教授）
佐藤 忠司（新潟心理相談システム・主宰）

(4) 判定評価チーム（定数 6 名/現在数 6 名） ◎主査（1名） ○副査（1名）

- ◎馬場 禮子（中野臨床心理研究室・室長）
○岡本 淳子（立正大学・教授）
安部 恒久（福岡女学院大学大学院・教授）
倉戸 由紀子（追手門学院大学・名誉教授）
鈴木 誠（くわな心理相談室・室長）
吉田 素文（九州大学大学院・教授）
三浦 正江（東京家政大学・教授）
浅田 剛正（新潟青陵大学・准教授）

(5) 作業委員会

- ◎馬場 禮子（中野臨床心理研究室・室長）
○岡本 淳子（立正大学・教授）
三浦 正江（東京家政大学・教授）
浅田 剛正（新潟青陵大学・准教授）

4 認証評価の経過の概要

- (1) 専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔平成 26(2014)年 9月 8日〕
平成 27 年度に認証評価を予定している帝京平成大学大学院を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。
- (2) 認証評価申請の案内〔平成 26(2014)年 9月 12 日〕
平成 27 年度を評価実施年度とする帝京平成大学大学院に対して、申請の案内を送付した。
- (3) 認証評価申請書の受理〔平成 26(2014)年 9月 25 日〕
帝京平成大学大学院より認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。
- (4) 認証評価に関する委員会〔平成 27(2015)年 6月 13 日〕
認証評価委員会、判定委員会、申し立て審査委員会を開催するとともに、評価基準要綱、認証評価に関わる手続規則等について研修を行った。
- (5) 判定評価チーム委員の研修会〔平成 27(2015)年 6月 13 日〕
判定評価チーム委員及び幹事を対象に、評価基準、認証評価に関わる手続規則等に加え、過年度の認証評価作業の実績をもとにした書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。
- (6) 自己点検評価報告書の提出〔平成 27(2015)年 6月 30 日〕
帝京平成大学大学院より自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。
- (7) 事前確認事項一覧表の送付〔平成 27(2015)年 8月 7日〕
帝京平成大学大学院へ、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。
- (8) 事前確認事項回答書の提出〔平成 27(2015)年 8月 31 日〕
帝京平成大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。
- (9) 認証評価に関わるヒアリング〔平成 27(2015)年 9月 14 日〕
自己点検評価報告書及び事前確認事項回答書について、帝京平成大学大学院のヒアリングを行った。
- (10) 訪問調査〔平成 27(2015)年 10月 20 日〕
判定評価チーム委員、幹事及び本協会事務局担当職員により、帝京平成大学大学院の訪問調査を実施した。
- (11) 認証評価報告書（一次案）の送付〔平成 27(2015)年 11月 24 日〕
判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、帝京平成大学大学院へ送付した。

- (12) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔平成 27(2015)年 12 月 11 日〕
帝京平成大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。
- (13) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 28(2016)年 1 月 13 日〕
判定評価チームは、帝京平成大学大学院の意見を参考に、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。
- (14) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 28(2016)年 1 月 24 日〕
判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、帝京平成大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。
- (15) 認証評価報告書の作成と提出〔平成 28(2016)年 1 月 24 日〕
認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、帝京平成大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。
- (16) 認証評価報告書の決定〔平成 28(2016)年 1 月 24 日〕
第 134 回理事会において、認証評価委員会から提出された帝京平成大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。
- (17) 認証評価報告書の送付と確定〔平成 28(2016)年 1 月 29 日〕
帝京平成大学大学院へ平成 28 年 1 月 29 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。
- (18) 認証評価報告書の公表〔平成 28(2016)年 3 月 28 日〕
帝京平成大学大学院の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、本協会ウェブサイトに掲載し公表した。
- (19) 適格認定証の送付〔平成 28(2016)年 3 月 28 日〕
帝京平成大学大学院へ適格認定証を送付した。

5 認証評価の結果の概要

平成 27 年度に申請のあった下記の臨床心理分野専門職大学院について審査した結果、当該大学院は本協会が定める評価基準に適合していると認定した。なお、認定の期間は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

- (1) 認証評価の結果、評価基準に適合していると認定した大学院・専攻
私立 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）

（2）適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年度から毎年5月1日現在の大学院の状況を5月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

- （1）専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
- （2）入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- （3）学生の状況（1年生数、2年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- （4）認証評価を受けた後の重大な変更
- （5）修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- （6）改善が望ましいとされた事項への対処

7 認証評価の実施体制の整備

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、平成21年度1校、23年度3校、25年度1校、26年度1校、合計6校の認証評価を実施してきた。これらの経験知をもとに見出された課題等を踏まえて、平成27年度に向けた実施体制を整備した。

（1）認証評価の実施体制の整備・強化

認証評価体制の充実を図るため、判定委員会委員の追加任用を行った。任用に当たっては、大学設置、教育課程等に造詣が深く臨床心理士養成に携わる教員、認証評価を受けた実績を持つ臨床心理分野専門職大学院の教員を念頭に配置した。

（2）認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

平成27年度認証評価の対象である帝京平成大学大学院は、初めての認証評価となるため、実質的に認証評価作業を担当する判定評価チーム委員については、過年度の認証評価作業の実績をもとに、より実質的な研修を行った。